

# ぐんま介護人材育成制度のロゴマーク使用取扱規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、ぐんま介護人材育成制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第11条第1項第1号及び第25条第1項第1号に基づき、群馬県が付与したぐんま介護人材育成宣言制度及びぐんま介護人材育成認証制度のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において「ロゴマーク」とは、魅力ある職場づくりに積極的に取り組む事業者を証するものであり、実施要綱第12条に規定するデザイン（以下「宣言ロゴマーク」という。）及び第26条に規定するデザイン（以下「認証ロゴマーク」という。）をいう。

## (ロゴマークの利用)

第3条 知事は、ぐんま介護人材育成制度をPRし、実施要綱第4条に規定する宣言事業者及び第18条に規定する認証事業者を広く周知するため、ロゴマークの積極的な利用を促すものとする。

## (ロゴマークの利用申請)

第4条 ロゴマークを利用しようとする者は、ロゴマーク利用申請書（別記様式第1号）に見本又はデザイン等を添付して知事に提出するものとする。

ただし、次の次号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 一 国又は地方公共団体が使用するとき
- 二 宣言事業者が宣言ロゴマークを、認証事業者が認証ロゴマークを、図示する目的で使用する場合において、デザインに変更を加えることなく使用するとき
- 三 群馬県福祉マンパワーセンター、高崎市福祉人材バンク又は太田市福祉人材バンクが使用するとき
- 四 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき

## (資格要件)

第5条 前条に基づき、ロゴマークの利用申請をしようとするものは、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又

は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないものとする。

2 前項の判断について疑義がある場合は、警察本部長に意見聴取するものとする。

（ロゴマークの利用許諾）

第6条 知事は、次の各号に該当する場合を除き、ロゴマークの利用を許諾する。

ただし、ぐんま介護人材育成制度のイメージ保持のため、申請された見本又はデザイン等の修正を求めることがある。

- (1) 群馬県及びぐんま介護人材育成制度のイメージダウンにつながると判断される場合
- (2) 不正競争防止法（平成5年法律47号）第2条第1項第3号に定める、既にある商品の形態を模倣した商品と判断される場合
- (3) 宣言事業者又は認証事業者でない事業者等がロゴマークを利用することにより、宣言事業者又は認証事業者であると誤認又は混同を生じるおそれがあると認められる場合
- (4) 暴力団員等であることが判明した場合
- (5) その他、ロゴマークの利用が相応しくないと判断される場合

（決定）

第7条 知事は、ロゴマーク利用申請書の受付から、2週間以内に利用許諾か否かを別記様式第2号により通知しなければならない。

ただし、第5条第2項の規定により、警察本部長に意見聴取する場合はその限りではない。

（利用料）

第8条 ロゴマークの利用許諾料は無料とする。

（利用期限）

第9条 ロゴマークの利用期限は、最長で利用申請年度の翌年度の3月31日までとする。

2 利用期限を越えて継続して利用を希望する場合は、改めて、利用申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

継続して利用する場合の利用期限は、利用期限が終了する翌日から起算して、最長で翌年度の3月31日までとする。

3 第1項及び前項に規定する利用期限は、宣言事業者にあっては、最長で実施要綱第12条第3項に規定する公表期間まで、認証事業者にあっては、最長で実施要綱第22条に規定する認証期間までとする。

(ロゴマークの利用上の遵守事項)

第10条 ロゴマークの利用許諾を受けた者は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの利用申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと
- (2) ロゴマークのイメージを損なう展開及び応用利用はしないこと
- (3) 彩色は原則として、実施要綱第12条又は第26条に規定する色等を使用すること
- (4) ロゴマークの展開又は応用利用したデザインやグッズ等の製作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、群馬県に帰属すること

2 ロゴマークの利用許諾を受けた者は、次の次号について、県の推奨を表すものと誤解される標記をしてはならない。

- (1) ロゴマークが掲載された商品（パッケージを含む。）
- (2) ロゴマークが掲載された商品又は印刷物等を発行した企業

(権利移転等の禁止)

第11条 ロゴマークの利用許諾を受けた者は、その権利を第三者に譲渡し又は貸し付けてはならない。

また、当該デザインを商標登録及び意匠登録してはならない。

(申請の取下げ・利用の中止)

第12条 第4条の規定によるロゴマークの利用申請をした者が、第7条に基づく決定を受ける前に申請を取り下げるとき又はロゴマークの利用許諾を受けた者が、利用の中止をしようとするときは、ロゴマーク利用申請取下書・利用中止申出書（別記様式第3号）により知事に申し出なければならない。

(利用許可の撤回・中止)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を解除する。

- (1) 第10条第1項及び第2項に掲げる事項が遵守できないことが判明した場合
- (2) ロゴマークの利用許諾を受けた者が、暴力団員等であることが判明した場合

2 前項の規定により利用許諾契約が解除されたときは、知事は、その損失の補償の責め

を負わない。

(商品等の提出)

第14条 ロゴマークの利用許諾を受けた者は、その利用に係る商品等（イラスト・写真を含む。）の完成後30日以内に、実物又は実物に代わるものを作成し提出しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、ぐんま介護人材育成宣言のロゴマーク使用取扱規程（平成29年9月25日付け介高第30400-2号）は廃止する。
- 3 2による廃止前の要綱に基づくロゴマークの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年12月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月26日から施行する。